

## 表彰に関する規程

2024年4月1日施行

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、就業規則第42条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の職員に対する表彰に関する事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、本機関のすべての職員に適用する。ただし、第4条及び第6条の表彰の対象については、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一 本機関への出向者（国の行政機関からの出向者を含む。）
- 二 非常勤勤務の職員（非常勤勤務とは所定日数に達しない勤務をいう。ただし、所定日数に達している短時間勤務は含まない。）

2 前項の規定にかかわらず、職員が、業務上の必要性が高いものとして所属長から別表1に掲げる表彰対象資格試験に係る資格の取得を指示され、かつ当該職員が、機関外で同種の制度を利用できない場合において事務局長が、第4条の適用が必要であると認めたときは、同条の規定による表彰の対象とすることができる。

### (広域機関特別功績賞)

第3条 職員が、就業規則第40条第1号に該当する場合には、広域機関特別功績賞（OCCTO Distinguished Service Award）として、賞状及び賞金を授与する。

### (国家資格等取得者への表彰)

第4条 職員が、就業規則第40条第2号に該当する場合であり、別表1に掲げる表彰対象資格試験に合格したときは、それぞれ同表に掲げる額の賞金を授与する。ただし、当該職員が、既に同表に掲げる区分の上位の同一資格を取得している場合は、表彰の対象としない。

2 前項の規定により、同一の職員が受け取る賞金の総額は、年間で30万円、かつ3年間で60万円を超えないこととする。ただし、業務上の必要性が高いとして、事務局長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (その他の表彰)

第5条 職員が、就業規則第40条第3号又は第4号に該当する場合には、賞状を授与する。また、表彰の対象となる行為の内容により、賞品又は賞金を授与することができる。

### (永年勤続表彰)

第6条 就業規則第41条第1項の規定により表彰する職員には、賞状及び功労金を授与する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 本規程は、2024年4月1日から施行する。

### (効力発生日)

第2条 第4条の規定による表彰は、2023年4月1日に開始する年度に遡ってその効力を生ずる。

別表1 表彰対象となる国家資格等名称及び賞金額

区分	表彰対象資格	賞金額
A	技術士	30万円
	電気主任技術者（第1種）	
	情報処理技術者（システム監査技術者（CISA））	
	公認会計士	
	司法試験	
	司法書士	
	弁理士	
B	気象予報士	20万円
	電気主任技術者（第2種）	
	情報処理技術者（プロジェクトマネージャー）	
	行政書士	
	公認内部監査人（CIA）	
	税理士	
	中小企業診断士	
	TOEIC（860点以上）	
	日商簿記検定（1級）	
C	プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル（PMP）	15万円
D	エネルギー管理士	10万円
	技術士補	
	電気主任技術者（第3種）	
	統計検定（1級）	
	情報処理技術者（応用情報技術者）	
	実用英語技能検定（1級）	
	実用英語技能検定（準1級）	
	社会保険労務士	
	TOEIC（730点以上）	
ビジネス実務法務検定（1級）		
E	統計検定（準1級）	5万円
	情報処理技術者（基本情報技術者）	
	情報セキュリティマネジメント	
	衛生管理者（2種）	
F	統計検定（2級）	3万円
	ITパスポート	
	日商簿記検定（2級）	
	ビジネス実務法務検定（2級）	
	秘書技能検定（1級）	
	FASS検定（経理・財務スキル検定）レベルA	
	メンタルヘルスマネジメント検定（I種）	